

少年審判規則の改正に関する要綱案

この要綱案中、「法」とは、少年法の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十一号）による改正後の少年法（昭和二十三年法律第六十八号）をいう。

第一 被害者等による少年審判の傍聴（法第二十二條の四）

一 審判の傍聴の申出の際に明らかにすべき事項

法第二十二條の四第一項の申出は、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならないものとする（新設）。

- 1 申出人の氏名及び住所
- 2 当該申出に係る事件を特定するに足りる事項
- 3 申出人が法第二十二條の四第一項の申出をすることができる者であることの基礎となるべき事実

二 傍聴の申出を行う代理人の資格

法第二十二條の四第一項の申出については、弁護士でなければ代理人となることができないものとする（新設）。

三 傍聴の許否等の通知

家庭裁判所は、法第二十二條の四第一項の規定により審判の傍聴を許したときはその旨及びその審判期日を、傍聴を許さないこととしたときはその旨を、速やかに、それぞれ申出人並びに検察官関与決定をした場合における検察官及び少年に弁護士である付添人がある場合における当該付添人に通知しなければならぬものとする（新設）。

第二 弁護士である付添人を必要としない旨の意思の明示（法第二十二條の五）

法第二十二條の五第三項に規定する意思の明示は、家庭裁判所に書面を差し出してしなければならないものとする（新設）。

第三 被害者等に対する審判の状況の説明（法第二十二條の六）

一 説明の申出の際に明らかにすべき事項

法第二十二條の六第一項の申出は、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならないものとする（新設）。

1 申出人の氏名又は名称及び住所

2 当該申出に係る事件を特定するに足りる事項

3 申出人が法第二十二條の六第一項の申出をすることができる者であることの基礎となるべき事実

二 説明の申出等を行う代理人の資格

法第二十二條の六第一項の申出及び同項の規定による説明を受けることについては、弁護士でなければ代理人となることができないものとする（新設）。

三 説明をさせることができる者

法第二十二條の六第一項の規定による説明は、裁判所書記官又は家庭裁判所調査官にさせることができるものとする（新設）。

第四 被害者等の申出による意見聴取（法第九條の二）

法第九條の二本文の申出については、弁護士でなければ代理人となることができないものとする

(新設)。

第五 その他

その他所要の規定の整備を行うものとする。